

別表十(六)

「18」欄、「33」欄、「38」欄、「43」欄又は「48」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

譲渡資産の明細取	「18」欄 収用換地等の場合の所得の特別控除を適用している場合			
	① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の2第1項」※1、「第65条の2第2項」※2又は「第65条の2第7項」※3 ② 「区分番号」欄:「00217」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(六)「18」欄の金額(円単位) ※1 「第65条の2第1項」 収用換地等により特別控除の適用を受ける場合 ※2 「第65条の2第2項」 換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合 ※3 「第65条の2第7項」 特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除を適用している場合			

特別控除に係る取得資産の価額	6	当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	15
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合	① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の4第1項」又は「平成26年旧措置法第65条の4第1項」 ② 「区分番号」欄:「00358」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(六)「38」欄の金額(円単位)	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	16
		特別控除残額 5,000万円 - (16)	17
		特別控除額 ((14)又は(15))と(17)のうち少ない金額	18

Ⅱ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

譲渡益の額	23	「43」欄 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合	
		① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の5第1項」又は「平成26年旧措置法第65条の5第1項」 ② 「区分番号」欄:「00220」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(六)「43」欄の金額(円単位)	
		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34
		特別控除残額 円 - (34)	35

交換取得資産につき支払った交換差金の額	23	特別控除額 ((28)、(35)と(37)のうち少ない金額)	38
---------------------	----	-----------------------------------	----

譲渡益の額	28	「48」欄 特定の長期所有土地等の所得の特別控除を適用している場合	
		① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の5の2第1項」 ② 「区分番号」欄:「00221」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(六)「48」欄の金額(円単位)	
		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	39
		特別控除残額 800万円 - (39)	40

譲渡益の額	28	特別控除額 ((28)、(40)と(42)のうち少ない金額)	43
-------	----	-----------------------------------	----

譲渡益の額	28	「33」欄 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合	
		① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の3第1項」 ② 「区分番号」欄:「00218」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(六)「33」欄の金額(円単位)	
		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	44
		特別控除残額 1,000万円 - (44)	45

譲渡益の額	28	特別控除額 ((28)、(45)と(47)のうち少ない金額)	48
-------	----	-----------------------------------	----

特別控除残額	5,000万円 - (31)	32
--------	----------------	----

特別控除残額	5,000万円 - (46)	47
--------	----------------	----

特別控除額	((28)、(30)と(32)のうち少ない金額)	33
-------	--------------------------	----

特別控除額	5,000万円 - (46)	47
-------	----------------	----

特別控除額	((28)、(45)と(47)のうち少ない金額)	48
-------	--------------------------	----

別表十(六) 平二十六・四・一以後終了事業年度分